

職場における メンタルヘルス対策支援の ご案内

厚生労働省は「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年3月策定、平成27年11月30日改正)を定め、職場におけるメンタルヘルス対策を推進しています。また、メンタルヘルス不調により休業した労働者に対する職場復帰を促進するため、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を公表しています。

平成30年2月に公示された第13次労働災害防止計画には

職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上

ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上

とする目標も示されました。

メンタルヘルス不調の労働者の発生は、組織の活力や事業の生産性の低下に結びつきやすいことから、予防的な観点から取り組みを進めることが重要です。宮城産業保健総合支援センターでは、事業場のメンタルヘルス対策を普及促進するため産業カウンセラー・社会保険労務士等の専門家が、職場を訪問し各種支援を行っています。

提供するサービスはすべて**無料**です。皆様からの申込みをお待ちしております。

- 主な支援内容 -

事業場の相談体制の整備

管理職等へのラインケア研修

若手職員へのセルフケア研修

メンタルヘルス不調者の職場復帰

心の健康づくり計画の策定

ストレスチェック制度の導入

職場環境等の改善

支援対象は、労働者数300人以下の中小規模事業場であること、過去3年間に利用実績がないことが条件です。ストレスチェック制度導入、職場環境等の改善は300人以上の事業場も支援対象になります。



独立行政法人 労働者健康安全機構
宮城産業保健総合支援センター



